最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援







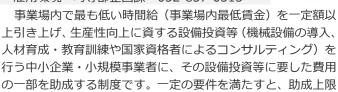
1. 賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金

第2期申請受付は終了しました。 第3期の募集は未定です。

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター 0120-366-440 (平日 9:00~17:00)
- ・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



②中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満た した上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人 税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

2. 生産性向上に関する支援

③中小企業省力化投資補助金

額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

問い合わせ先

・中小企業省力化投資補助事業コールセンター 0570-099-660 (9:30~17:30/月曜~金曜 (土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶよう に簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」 と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる 「一般型」により、省力化投資を後押しします。

④サービス等生産性向上 IT 導入支援

問い合わせ先

・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 0570 - 666 - 376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、 業務効率化や DX 等に向けた IT ツール(ソフトウェア、アプリ、 サービス等) の導入を支援します。

⑤ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金

問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日 及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新 製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のため に必要な設備投資・システム構築等を支援します。

6 小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

<商工会の管轄地域で事業を営む方>

- ・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照 https://www.jizokukanb.com/jizokuka r6h/
- <商工会議所の管轄地域で事業を営む方>
- ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307 https://r6.jizokukahojokin.info/

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画 に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。





3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑦労務費の適切な転嫁のための価格交渉 に関する指針

問い合わせ先

·公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策 調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げ の原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべ き行動指針・取組事例をまとめています。

⑧下請適正取引等の推進のための ガイドライン

問い合わせ先

·中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するため に、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請 ガイドライン)を策定しています。

⑨働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間イ ンターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部 専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導 入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成しま す。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加 算もあります。

⑩キャリアアップ助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



非正規雇用労働者の企業内での正社員転換等のキャリア アップを促進し、同一労働同一賃金に取り組む際や、「年収 の壁」を意識せず働ける環境を整備するために処遇改善の 取組を実施した事業主に対して助成します。

5. 相談窓口

⑪よろず支援拠点

問い合わせ先

・愛知県よろず支援拠点 052-715-3188 (電話での事前予約)



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題 に無料で相談対応するワンストップ窓口として、「よろ ず支援拠点」を設置しています。

①中小企業向け補助金・総合支援サイト 」ミラサボ_plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター 050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な 支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指し た中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイト です。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申 請までサポートします。

③働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・愛知働き方改革推進支援センター 0120-006-802



「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模 事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的と して、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制 や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く 支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施し ています。ぜひご活用ください。

艸╚業事業きのための 愛知働き方改革推進支援センタ

TELO120-006-802 名古屋市熱田区三本松町3-1 愛知県社会保険労務土会館2階

*当センターは、駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。 名談「神宮前」駅東口より徒参5分「無田税粉書」と120m 働き方改革推進支援センター 検索



お問い合わせ





愛知労働局の問い合わせ先

愛知労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧 https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/sosikizu.html



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

